

平成29年6月8日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成29年 美里町議会議会運営委員会会議録

平成29年6月8日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長	大橋 昭太郎 君		
副委員長	藤田 洋一 君		
委員	福田 淑子 君	櫻井 功紀 君	
	我妻 薫 君	橋本 四郎 君	

欠席委員(なし)

委員外委員	平吹 俊雄 君
議長	吉田 眞悦 君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長	伊勢 聡 君
企画財政課長	佐々木 義則 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田 泉 君
事務局次長兼議事調査係長	高橋 美樹 君

平成29年6月8日(木曜日) 午前9時58分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会6月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 1 件

報告 4 件

議案 6 件（条例 2 件、補正予算 2 件、その他 2 件）

諮問 1 件

2) 議員発議について

3) 議員派遣について

4) 一般質問の発言順序について 5 人

5) 会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 1 3 日（火）～ 1 4 日（水） 2 日間（別紙のとおり）

6) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時58分 開会

議会事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） どうも御苦労さまでございます。麦秋の季節を迎え、梅雨入りも間近に控えているところでございます。体調にはくれぐれも気をつけていただきまして、6月会議に向けていただきたいと思っております。きょうはよろしくお願いいたします。

それでは、当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしております。副議長には委員外委員として参加していただいております。

それでは、早速、議長からの諮問、美里町議会6月会議についての行政報告からお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） おはようございます。

本日は、6月会議開催に当たりまして議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。本会議におきましても、御指導、御助言等よろしくお願い申し上げます。それでは、着座させて説明をさせていただきます。

それでは、行政報告から御説明申し上げます。

行政報告につきましては1件でございます。件名でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果についてでございます。平成28年度美里町議会3月会議で報告した以降の平成29年2月1日から同年5月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げる次第でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、報告、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書のほうにつきまして御説明申し上げます。

報告第5号から報告第8号、議案第6号、議案第7号につきましては、企画財政課長から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 企画財政課の佐々木です。本議会もよろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号平成28年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

さきの平成28年度2月会議及び3月会議におきまして可決いただきました平成28年度美里町

一般会計予算の繰越明許費に係る測量調査業務外10件の事業につきまして繰り越しをするため、繰越計算書を調製いたしました。繰越計算書につきましては、議案書の2ページに精算書をつけてございます。お届けいたしましたこの繰越計算書によりまして、平成28年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書によりまして平成29年度に繰り越すということになります。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により報告するものでございます。よろしく願います。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃ、次、願います。

企画財政課長（佐々木義則君） 続きまして、議案書3ページ、報告第6号平成28年度美里町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

こちらの繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、さきの平成28年度3月議会において可決いただきました平成28年度美里町国民健康保険特別会計予算の繰越明許費に係る特定健康診査等事業費について繰り越しをするため、繰越計算書を調製いたしました。内容につきましては、議案書4ページの繰越計算書のとおりでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。よろしく願います。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 希望だけを申し上げておきます。この図では、はっきりと私は虫眼鏡でないと読めない。なので、せめて2ページだったらA4の紙を横にすればできるんじゃないかと。それから、4ページの場合だったらB4、4ページだったらB4でも横に書いたら見えるなと思うんですよ。

あと、できれば説明した字句の大きさにしてほしいんです。報告第6号、これくらいの字の大きさぐらいに。私なんか虫眼鏡で見ないと、いつも大変なんです。あとしばらくだから、こういうことないように希望を申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） そういうことでございます。（「ごめんね」の声あり）

委員（橋本四郎君） 障害者を平等に扱うという法律もあるんだからね。目が悪い障害者も障害者なのだからきちんと扱ってもらわないと、そこのところを理解してください。以上です。

企画財政課長（佐々木義則君） 次回からちょっとその辺について検討させていただきたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） よろしく願います。

それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 引き続きまして、報告第7号平成28年度美里町水道事業会計予算の繰越の報告について御説明申し上げます。

議案書5ページ、それから資料3ページのほうになります。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成28年度美里町水道事業会計予算を繰り越すため、繰越計算書を調製したところでございます。

議案書6ページになりますが、1款資本的支出の1項建設改良費の配水設備費のうち工事請負費で繰り越しいたしました。これは、荻埴地区配水管布設工事及びみやぎ総合家畜市場配水管布設工事、平成28年度内に工事が完了しなかったため繰り越しいたしました。荻埴地区配水管布設工事については平成29年7月末まで、みやぎ総合家畜市場配水管布設工事につきましては平成29年9月29日まで完了する予定でございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。以上でございます。委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時21分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） お話しいただきました繰越計算書の説明の欄につきましては、この結果、事実として完了しなかったという表現で説明しております。特に資料のほうの概要の部分につきましては、工事が完了できなかったということで報告書と整合がとれていなかったということで、資料編のほうの「完了できなかった」というのを「完了しなかったため」ということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それからもう一つでございますが、議案書6ページの水道事業会計の繰り越し……（「限度額か」の声あり）6ページの繰越計算書の項目の見出しの部分で、本来「予算計上額」と記載すべきところ、「予予算計上額」というふうに誤って記載してしまいましたので、こちらのほうは「予予算計上額」を「予算計上額」に修正をお願いしたいというのが1点ございます。

さらに、同じく見出しの中で「翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額」と本来記載すべきところ、「翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額額」とい

うことで、「額」を1つ誤って多く記載してしまいました。

本当に大変申しわけございません。この部分について訂正等をお願いしたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、この訂正方法についてはいかがでしたらよろしいでしょうか。シールでよろしいですか。

企画財政課長（佐々木義則君） ええ、シールで対応させていただければと。

委員長（大橋昭太郎君） 正誤表もね。

企画財政課長（佐々木義則君） はい。

議長（吉田眞悦君） こっちは。資料編は何、これもシールで直すの。

企画財政課長（佐々木義則君） シールで。資料編のほうも正誤表とシールで対応させていただきたいと。

委員長（大橋昭太郎君） そうすると1日前、1日目になりますか。持ってこないかな、一般質問。

議長（吉田眞悦君） いや、言っておけば。

議会事務局長（吉田 泉君） 初日に正誤表だけを配付させてもらって、2日目の朝にシール対応で。

委員長（大橋昭太郎君） それでよろしいですか。

議会事務局長（吉田 泉君） それとももっと前。

委員長（大橋昭太郎君） 議案書に関しては差しかえのほうがい早いんじゃないかというような話があるんですが、どうですか。（「どっち早い」の声あり）

企画財政課長（佐々木義則君） 差しかえを。

委員長（大橋昭太郎君） 差しかえでいいですね。資料編についてはシール対応ということでよろしいですか。

企画財政課長（佐々木義則君） はい。

委員長（大橋昭太郎君） それで、修正するタイミングですが、局長が言われるように初日に正誤表だけの配付で2日目の朝ということでよろしいでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 議運の、ここに今8人がいるわけですよ。だから、いいから、連絡して初日に持ってこいと。連絡してさ。初日に全部やってしまったほうがいい。（「議案書と資料を持ってきてもらえば」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 役所に持ってくるようにということで。

議長（吉田眞悦君） 事前に電話ででも連絡してさ。

委員長（大橋昭太郎君） いいですか。

議会事務局長（吉田 泉君） はい、そのように。

委員長（大橋昭太郎君） じゃ、執行部側もよろしいですか。（「はい、よろしく申し上げます」の声あり）

委員外委員（平吹俊雄君） それで、4ページの、これは小さいから、これは差しかえできないものか、差しかえするんだっただよ。（「ついでだからか」の声あり）ついでというか、差しかえするんだっただよ。ここがあいているんだもの、だって。できないのかな。

企画財政課長（佐々木義則君） 横にして大きくというのはできるんですけども。（「この表、だって4ページや6ページで見ると、これはせめて6ページぐらいにできるんじゃない」の声あり）

委員（我妻 薫君） 款項の項を2段にするなり。ほかのほうはこれ、事業名が3行とか4行になっているし、ここだって2行になっている。ここで全部1行でおさめようとしたら横長になっちゃう。2行にすれば大分横に詰まる。下水道なんか何行になっているか、この事業名。7行にもなって。

企画財政課長（佐々木義則君） この字を大きくする形で、じゃ差しかえを。（「行数をふやせばいい」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） じゃ、そこを……。

総務課長（伊勢 聡君） それで、今お話しはこの表の字をちょっと大きくしたいと思うんですが、この場合、正誤表ということに該当するかどうか……（「要らない」の声あり）要らないですか。

委員長（大橋昭太郎君） 間違いじゃなくて、見やすくしたということで。

総務課長（伊勢 聡君） 差しかえだけお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） 差しかえですね。

企画財政課長（佐々木義則君） それで、一般会計のほうも繰越明許費計算書のほうを……。

委員長（大橋昭太郎君） 福田委員。

委員（福田淑子君） さっき、橋本委員が次回から気をつけてくださいと言ったので次回でも構わないと思います。（「差しかえするから、ついでにという話」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） じゃ、次回からお願いする形で。間違ったところだけ、差しかえの形をお願いしたいと思います。（「どうも済みませんでした」の声あり）よろしく願いいたします。くれぐれも議長に怒られないようお願いしたいと思います。

それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 引き続きまして、報告第8号平成28年度美里町下水道事業会計予算の繰越の報告について御説明申し上げます。

議案書7ページから、資料につきましては4ページからということになります。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、平成28年度美里町下水道事業会計予算を繰り越すため、繰越計算書を調製いたしました。

資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費の污水管きょ建設改良費のうち建設工事請負費で繰り越しいたしました。これは、国の補正予算に係る補助事業で平成28年度内に事業完了しなかったため繰り越しといたしました。工事は平成29年9月末日まで完了する予定でございます。

資本的支出の2款農業集落排水事業資本的支出1項建設改良費の処理場建設改良費のうち荻塚地区配水管布設工事負担金で繰り越しいたしました。これは、事業を実施する水道事業会計において平成28年度内に事業完了しなかったため繰り越しいたしました。事業は平成29年7月末日までに完了する予定でございます。

収益的支出の2款農業集落排水事業費用1項営業費用の処理場費のうち処理場施設修繕費で繰り越しいたしました。これは、農業集落排水処理施設の真空ポンプ及び污水貯留槽ブロワの故障に係る修繕で、修繕部品の製作に日数を要したため繰り越しいたしました。処理場施設修繕は既に完了はしております。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書9ページ、資料編の5ページ、6ページを御説明させていただきます。

議案第4号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本町の職員が、平成28年度国民健康保険特別調整交付金の申請書及び事業実績報告書を宮城県経由で厚生労働大臣に提出した際に、特別調整交付金の算出基礎表を誤って提出しなかったため、特別調整交付金1億1,492万2,000円の交付を平成28年度に受けられなくなったため、担当職員及び監督職員を平成29年5月1日付で戒告の懲戒処分といたしました。

このような職員の不適切な事務処理により、職員及び美里町全体の信用を失墜させる事態を

招いたことから、管理監督の責任を十分に果たさなかったとして、町長及び副町長の給料月額を減ずるものであります。

提案理由については、以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、次に議案第5号美里町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料編につきましては、7ページから9ページでございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成29年4月1日施行されたことに伴い、地方税法に定められた課税標準の特例措置について地方団体が一定の範囲内においてその内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」として家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に直接供する家屋及び償却資産、企業主導型保育事業に供する固定資産、緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例割合について定めるものであります。

今回の一部改正は、わがまち特例ということで法律で定められた一定の範囲内で本町が独自に割合を定めることができるものであります。近隣自治体の状況を確認し、また、本町の税収に及ぼす影響についても試算した上で改正案をまとめることといたしましたことから、今回の提案となりました。詳細につきましては、本会議におきまして税務課長から御説明を申し上げる予定でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） それでは、議案第6号平成29年度美里町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案書12ページ、資料編につきましては10ページということになります。

今回の補正につきましては、国県支出金等の新たな歳入の確保に伴い、新規事業として小学校入学給付金支給事業等の実施及び学力向上事業等の充実を初め、当初予算成立後の状況変化による必要な予算を追加補正するものでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,911万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,719万円といたしました。

詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明申し上げます。

初めに、議案書26、27ページ、歳出について御説明申し上げます。

2款総務費、385万6,000円追加いたしました。

1項総務管理費のまちづくり推進費にコミュニティ活動助成金240万円、集会所等建設、修繕等補助金113万1,000円、それぞれ追加いたしました。

2項徴税費の賦課徴収費及び3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民台帳費に社会保障・税番号制度システム情報連携支援業務委託料として26万円及び6万5,000円、それぞれ追加いたしました。平成29年10月から本格運用に向けて事務処理が円滑に実施できるよう、情報連携試行運用を実施するための費用を追加するものでございます。

次に、3款民生費に1,504万9,000円追加いたしました。

2項児童福祉費の児童福祉総務費に他市町保育所委託料792万2,000円、地域型保育給付費負担金206万6,000円、小学校入学給付金96万円、子どもの貧困実態調査業務委託料321万9,000円の追加が主なものでございます。

小学校入学給付金につきましては、少子化対策の一環として第3子以降の子が小学校に入学する保護者に対し入学給付金を給付し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図るものでございます。こちらは、新規事業といたしまして実施計画書を資料の11ページのほうに提出しております。

次に、子どもの貧困実態調査業務委託料につきましては、子供の貧困対策に関し施策を講ずるため、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援人数を調査、分析する費用を追加するものでございます。こちらにつきましても、新規事業として資料の12ページのほうに実施計画書を資料として提出しております。

次に、議案書28、29ページ、6款農林水産業費に33万3,000円追加いたしました。

1項農業費の農業委員会費に農業委員会委員研修バス借上料16万8,000円、農業振興費で付加価値創出商品開発支援事業補助金16万5,000円、それぞれ追加いたしました。

8款土木費に319万7,000円追加いたしました。

2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に舗装維持修繕計画策定業務委託料319万7,000円追加いたしました。平成29年から新たな地方債として、道路舗装保守工事の財源として発行する地方債の償還額の一部に対して地方交付税措置で措置される公共施設等適正管理推進事業債

が創設されました。この地方債を活用するためには、舗装維持修繕計画の策定が義務づけられていることからこの計画を策定し、今後の財源確保に努めるものでございます。

9款消防費に31万2,000円追加いたしました。

1項消防費の災害対策費に指定避難所備品倉庫一時移設業務委託料31万2,000円追加いたしました。こちらにつきましては、支援学校を指定避難所として備蓄倉庫を用意しておるところでございますが、支援学校で体育館を新たに新築するということで、そのために一時的に備蓄倉庫を移設するものでございます。

次に、予算書30ページ、31ページ、10款教育費に637万6,000円追加いたしました。

1項教育総務費の事務局費に学力向上相談員等謝礼250万3,000円、スクールソーシャルワーカー報酬に120万円、小中学校芸術鑑賞教室事業の生徒送迎用バス借上料58万4,000円の追加が主なものでございます。

学力向上相談員等の謝礼につきましては、県の補助事業を活用し、中学3年生の放課後の補完学習を希望する生徒に対し学校に出向いて学習支援を行うため、その費用を追加するものでございます。

スクールソーシャルワーカー報酬につきましては、宮城県教育委員会が実施しておりますソーシャルワーカー活用事業について、平成29年度委託事業として本町での実施が認められたことから、不登校対策に対する指導、助言を受けるため、社会福祉士の資格があるスクールソーシャルワーカーの支援を受けるための費用を追加するものでございます。

5項社会教育費の図書館費に電気設備更新工事請負費72万6,000円追加いたしました。

議案書32、33ページになりますが、6項保健体育費の体育施設費にスイミングセンターのボイラー改修工事請負費88万6,000円追加いたしました。

次に、議案書22、23ページの歳入について申し上げます。

11款分担金及び負担金に96万6,000円追加いたしました。2項負担金の民生費負担金に保育所保育料96万6,000円追加いたしました。

13款国庫支出金に675万8,000円追加いたしました。

1項国庫負担金の民生費国庫負担金に保育所運営費負担金320万8,000円、地域型保育給付費負担金99万8,000円、それぞれ追加いたしました。

2項国庫補助金の総務費国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金30万2,000円、民生費国庫補助金の地域子供の未来応援交付金225万円をそれぞれ追加いたしました。地域子供の未来応援交付金につきましては、子どもの貧困実態調査業務の実施に要する補助金でござ

ざいます。

14款県支出金に674万2,000円追加いたしました。

1 項県負担金の民生費県負担金に保育所運営費負担金160万4,000円、地域型保育給付費負担金49万9,000円、それぞれ追加いたしました。

2 項県補助金の民生費県補助金に小学校入学準備支援事業補助金48万円、子供の貧困実態調査等補助金37万5,000円、教育費県補助金に子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金338万3,000円、それぞれ追加いたしました。

子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金につきましては、放課後学習の支援を行う学力向上相談員等に係る事業費が補助事業として認められたこと、また、これまで地域学校協働活動推進事業委託金として交付を受けてきた委託金が補助事業に再編されたこと等により追加するものでございます。

3 項県委託金の教育費委託金で学校教育協働活動推進事業委託金81万円減額し、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金121万1,000円追加いたしました。

次に、16款寄附金に99万9,000円追加いたしました。名誉町民であります故齋田徹郎氏の遺族から寄附を受けたものでございます。

次に、17款繰入金に1,125万2,000円追加いたしました。2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に1,125万2,000円追加いたしました。

9 款諸収入に240万円追加いたしました。4 項雑入に自治総合センターコミュニティ助成金240万円追加いたしました。

以上が一般会計の補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。福田委員。

委員（福田淑子君） 30ページのスクールソーシャルワーカー活用事業、中身が初めてなので資料を要求いたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 委託事業についての。

委員（福田淑子君） スクールソーシャルワーカー活用事業。

企画財政課長（佐々木義則君） 補助金。

委員（福田淑子君） そうです。

委員長（大橋昭太郎君） この事業はいじめ防止と不登校対策……。

企画財政課長（佐々木義則君） いじめ防止と、ええ、不登校対策事業の中で県の委託金を活用してソーシャルワーカーもさらに配置しながら不登校対策を行っていくという……。

委員(福田淑子君) 県からは、スクールソーシャルワーカーということではないんですよ、じゃ。

企画財政課長(佐々木義則君) いや、これは県の、22、23ページの歳入のほうで県の委託金としてスクールソーシャルワーカー活用事業委託金として121万1,000円のいわゆる委託費を県から受けまして、その委託費をいわゆるソーシャルワーカーの報酬として、人を配置するという形ではなくて、委託金をもらってそのソーシャルワーカーに町が報酬を交付するという形をとると。

委員(福田淑子君) 活用事業じゃないということだね、そうするとね。

企画財政課長(佐々木義則君) 不登校事業ということで行っているものです。

委員(福田淑子君) じゃあ、いいです。

委員長(大橋昭太郎君) ほかにございませんか。

どうでもいいことかもしれないけれども、資料編の12ページにこの事業期間が平成29年から平成29年ということはどうなのですかね。

企画財政課長(佐々木義則君) これは……。

委員長(大橋昭太郎君) 記載の仕方はこれでいいのですか。

企画財政課長(佐々木義則君) 貧困調査は一応、今年度だけの1年の事業ということで、単年度事業ということで期間は平成29年から平成29年という形で……。

委員長(大橋昭太郎君) そういう記載の仕方をする。平成29年度ではないの。

企画財政課長(佐々木義則君) これまで実施計画については、全て一応期間ということで記載をさせていただいているところでした。

委員長(大橋昭太郎君) わかりました。

ほかにございませんか。(「はい」の声あり) よろしいですか。(「はい」の声あり)

じゃ、次、お願いいたします。

企画財政課長(佐々木義則君) 議案第7号平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

議案書は34ページから、資料については13ページとなります。

今回の補正につきましては、平成28年度未申請分の特別調整交付金相当額について財政調整基金へ積み立てるとともに、当初予算成立後の状況変化等により必要な予算を追加・減額補正するものでございます。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1億1,250万6,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,032万1,000円といたしました。

補正の詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明申し上げます。

議案書44ページの歳出について御説明申し上げます。

3 款後期高齢者支援金で102万7,000円減額いたしました。1 項後期高齢者支援金で102万7,000円減額いたしました。

4 款前期高齢者納付金に1万3,000円追加いたしました。1 項前期高齢者納付金に1万3,000円追加いたしました。

6 款介護納付金で142万2,000円減額いたしました。1 項介護納付金で142万2,000円減額いたしました。

これらにつきましては、それぞれ平成29年度の負担金の金額が決定したことにより補正するものでございます。

次に、9 款基金積立金に1億1,494万2,000円追加いたしました。1 項基金積立金に1億1,494万2,000円追加いたしました。これは、平成29年度で交付申請する平成28年度分の特別調整交付金相当分を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

議案書42、43ページでございます。

3 款国庫支出金に2億689万4,000円追加いたしました。2 項国庫補助金の特別調整交付金に2億689万4,000円追加いたしました。これは、平成29年度で交付申請する平成28年度分1億1,494万2,000円及び平成29年度分9,195万3,000円を追加するものでございます。

5 款前期高齢者交付金に54万7,000円追加いたしました。1 項前期高齢者交付金に54万7,000円追加いたしました。

9 款繰入金で9,493万5,000円減額いたしました。2 項基金繰入金で財政調整基金繰入金9,493万5,000円減額いたしました。

以上、国民健康保険特別会計の補正予算の内容でございます。よろしく願いいたします。
委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案第8号遠田郡美里町と大崎市との境界変更について御説明申し上げます。

資料につきましては、資料編14ページ、15ページとなっております。

こちらにつきましては、宮城県へ土地改良事業として青生地区の農地整備事業が施行された

ことに伴い、従来の地形が変更され、境界が不明確となりましたので、美里町と大崎市の境界整理後の区画に合わせて変更することにより合理的にしようとするものであります。

これによりまして、美里町から大崎市に、また、大崎市から美里町にそれぞれ編入される土地が生じることとなります。両市町とも編入面積はそれぞれ1万573平方メートルであり、同じ面積であります。

地方自治法第7条第1項の規定により、市町村の境界変更について宮城県知事に申請するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、本会議で防災管財課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それじゃ、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第9号遠田郡美里町と大崎市との境界変更に伴う財産処分の協議について御説明申し上げます。

資料編につきましては、16ページでございます。

境界変更に伴いまして、美里町が所有している財産及び大崎市が所有している財産がそれぞれ編入されることから、財産処分の協議を行うものであります。これにより、大崎市が所有する土地1,489.14平方メートルが美里町の所有となり、美里町が所有する土地2,633平方メートルが大崎市の所有となるものであります。

地方自治法第7条第5項の規定により境界変更に伴う財産処分を大崎市と協議するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、本会議におきまして防災管財課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。櫻井委員。

委員（櫻井功紀君） さっきちょっと聞こうかと思ったんですが、資料の中の概要の内訳に公衆用道路とあるんですが、これは町道という意味でしょうか。

総務課長（伊勢 聡君） これは、ちょっと町道があるかどうかはあれなんです、法定外公共物ですね、道路法という道路でない道路……（「道路でない道路」の声あり）道路法によらない道路ですね。いわゆる法定外公共物。（「そうすると、いいですか」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 櫻井委員。

委員（櫻井功紀君） 例えば、ああいうところですか。田んぼの畔（くろ）の間の。

総務課長（伊勢 聡君） 例えば、農道とか。（「農道ね」の声あり）多分これは農地の中なので、農道があろうかと思えます。（「わかりました。いいです」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） いいですか。ほかにございませんか。よろしいですか。

では、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

資料につきましては、17ページと18ページでございます。

現人権擁護委員の今泉美枝子氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となります。その後任として佐々木勝基氏を適任者と認め、候補者として法務大臣に推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものであります。

任期につきましては、人権擁護委員法第9条の規定により、3年であります。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。よろしいですね。（「はい」の声あり）

以上となったと思いますが、全体を通してもし何かございましたら。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます。執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

これより10分ほど休憩したいと思います。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

続きまして、議員発議についてでございますが、提出者からの説明などがあればよろしいかと思っております。

委員（我妻 薫君） 済みません。まだ、正式な提出議員、賛成議員の文書ができてないので、中身だけ。迷ったんですが、18日、国会、期限、そういう意味で出すのは衆議院議長を外しまして、参議院議長以下の、後で説明しますが、本会議で説明しますが、この中に記載してきていますが、大変一般国民との区切りも明確でない大変曖昧な内容でして、やろうと思えば誰でも捕捉できそうな、そんな危険な法案の法律の内容だということで、これはぜひやめてほしいという意味での意見書を出したいと思っております。

委員長（大橋昭太郎君） そういう方向でということでございますので。特別拒否することは

ないですよ。じゃ、それでよろしいですね。あとは賛成議員、そういったあたりで出てくるかと思いますが、今日付けで出します。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議員派遣について。これは、局長、よろしいですか。

議会事務局長（吉田 泉君） 議員派遣につきましては、2件を予定してございます。どちらも宮城県町村議会議長会主催でございます。7月25日、26日、2日間を予定しております議員講座、8月29日の町村議会議員研修会でございます。以上でございます。（「8月……」の声あり）29日になります。（「7月……」の声あり）25日、26日です。（「8月29日は何」の声あり）これは昔の復興セミナーみたいなものですね。町村議会議員……（「全町村のね」の声あり）名前がこういうふうになつてございまして……。

議長（吉田眞悦君） 大河原だな。

議会事務局長（吉田 泉君） はい。今回は大河原のえぞこホールというところを予定しております。こちらは3回目なんですけれども、大河原になります。こちらは当初のスケジュール表に入つてございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、続きまして一般質問の発言順序についてということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議会事務局長（吉田 泉君） では、ただいまより一般質問の順序を抽せんさせていただきます。

最初に、7番大橋昭太郎議員。5番でございます。

次に、10番橋本四郎議員。3番でございます。

次に、8番我妻 薫議員。4番でございます。

次に、12番山岸三男議員。1番でございます。

次に、2番福田淑子議員。2番でございます。

では、一般質問の順序につきましては、最初に12番山岸三男議員、次に2番福田淑子議員、次に10番橋本四郎議員、次に8番我妻薫議員、最後が7番大橋昭太郎議員になります。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 一般質問については、以上のとおりとなりました。

続きまして、会議の期間及び議事日程についてでございます。

13日、14日の2日間としております。何かございませんでしょうか。（「よろしいですか」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） 例年3日間ということでございますが、ちょっと議案数とか、

一般質問の発言者数とか、今回ちょっと少なかったものですので、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)では、そうさせていただきます。

委員長(大橋昭太郎君) 会期にこだわることもなくなったのでね、通年議会でもあるし……。

議長(吉田眞悦君) それで、今、局長からも話がありましたけれども、今回一般質問を出された方が5人と。そしてあと、先ほど議案等の説明もいただきましたけれども、議案の中身的にもそんなに多くの時間を要するとはちょっと思えないので、それでまず通常は3日ということとで毎年のこととで予定しているんですけれども、今回はそれらを勘案してみても2日で十分だろうというふうに思っていますので、2日ということをお願いしたいと。

委員長(大橋昭太郎君) 2日ということとでよろしくをお願いしたいと思います。

議事日程についてでございますが、議長、これはどのように、一般質問等についてどのようにお考えでしょうか。

議長(吉田眞悦君) 先ほど私が言ったような予定だとすれば、そんなに窮屈なことではないと判断していますので、5人で大変、一番5番目を引かれた大橋議員、引かれたって、自分が引いたんではないんですけども、ちょっと5番目の大橋議員については2日目の最初ということをお願いしたいと。4・1と。

委員長(大橋昭太郎君) 4・1ですね。

議長から今そういったような方向が出ているということでございますが、よろしいですか。(「はい」の声あり)

じゃ、次、お願いしたいと思います。

議会事務局長(吉田 泉君) では、あと確認ですが、6月会議の上程の順序になりますが、執行部の諮問第1号が終わりましたら、その後に議員発議、最後に議員派遣ということとでよろしいでしょうか。

委員長(大橋昭太郎君) いかがでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声あり)じゃ、そのようにお願いしたいと思います。

続きまして、陳情、要請等でございますが、2件参っておりますが、いかがしたらよろしいと。橋本委員。

委員(橋本四郎君) 1件目は陳情けれども、2件目というのは我がほうの町に対する陳情ですよね、各自治体に対して。各自治体でこういうふうに取り組みしてほしいという。だからそれはもちろん児童生徒の教育問題だから教育、民生常任委員会のほうに審議をさせる、教育のほうは。上のほうは、私を取り上げた共謀法の問題もあるし、これは取り上げてほしいなど

思うんです。ただ、陳情書というものに対しては今、法律的には請願と同じ扱いにしるということになっているので、できればこれも、この弁護士を私は知っているのです。これは現在、地方自治法の弁護士ですから。できればこれもやっぱりこの委員会で必要だと、我妻委員が今おっしゃるように共謀法の問題もあるし、今回ばかりは一緒になって取り上げていきたいなと思うので、議会運営委員が6名賛成の提案の方法をとりませんか。

議長（吉田眞悦君） 今、橋本さんが言われたのは何、核兵器。

委員長（大橋昭太郎君） 1番目だよな。

議長（吉田眞悦君） 核兵器のこと。

委員長（大橋昭太郎君） うん、そうそう。核兵器禁止条例でしょう。

議長（吉田眞悦君） これ、今まで意見書、過去にうちのほうで昔は出したことがあったのではなかったか。

委員長（大橋昭太郎君） 今までは配付のみですよな。（「いや、これ、意見書です。2回意見書」の声あり）

議長（吉田眞悦君） うちのほうで出しているのさ。

委員長（大橋昭太郎君） 同じ内容で2回、今までこの意見書を提出しているそうです。さらにとということになるかと思いますが。

議長（吉田眞悦君） 我々の任期になってからも1回出している。

委員長（大橋昭太郎君） 平成25年6月と平成26年2月。

議長（吉田眞悦君） 平成26年だから1回、我々の任期中に出しているのさ。（「うんだな、26年の2月だからな」「さらに不安を感じている町民がいるということで、改めてこれを出す」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） さらにとということですね。

議長（吉田眞悦君） この原水禁の大打進の、この間も見えられて、そして私とも話をして、そしてあと、まずこの大打進の部類だけれども、それには私もサインをしてやって、まず賛同していますからとかということでは出していますので、だからこれは意見書としてまず出すということでもなくでもいいのではないかなと。我々、任期中も一度出しているということだね、今回についてはだよ。あと、また来期以降のことについてはまた新たに考えればいいことだから。

委員長（大橋昭太郎君） ああ、そうか。平成25年が相澤清一さんのときですね。わかりました。今回は配付のみ……（「じゃ、配付のみでいいんじゃない」の声あり）この趣旨には十分賛

同しているということでございますので。その方向で、橋本さん、考えていきたいと思います。

委員（橋本四郎君） それで、こういうものがきたら、これは4月30日ですよ。あとは5月……（「5月21日」の声あり）こちらのほうは5月31日です。これきたら議員にこういうものがきたと配ってもらえませんか。こういう書類が、要請が団体から来ていますのでという書面をもらって。今日までに知識がでるのですよ。今日になってしまうよりは。こういう団体あるいは提出者からの要望がありましたよと、提案がありますけれどもと配ってほしいなと思うんだけど、どうでしょう。

委員長（大橋昭太郎君） どうなんですかね。

議長（吉田眞悦君） 今ずっと、やり方としてだけれども、議長が預かって、そこで受け取って、そしてあと議運にというのが最初なんですよ。したら、議運に出す前に皆さんに個々にということには。

委員（橋本四郎君） いやいや、別段審議するわけでない。この審議の前にこういうことがきていますよと、メールボックスに入れてもらえば。大きく言えば、こういうものが来ていますよと。それに基づいて、お互いの知識を持ちながら、議運だったら議運で言えばいいのであって。配るんだったら差し支えないでしょう。（「だから、議運にだけっていうの、とりあえず」の声あり）いや、全員。全員でいいです。

議長（吉田眞悦君） そうしたら、議運に出す前に全員についてということがいいのかどうか。（「取り扱いを議運で協議して対応していかなければならない」の声あり）このやり方としてはそうなのさ、ルール上のね。（「議運で審議するためにあらかじめということは、議運だけだったらその手もないことはないけど」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 全体に対して、協議して配付となれば……、ああ、そうでなくても全員には配付するんだよと。

議長（吉田眞悦君） すっかり最後は皆に行くんだけど、ただ、橋本さんが言っているのは、こういうように受理したならば早急に皆さんにお知らせできないのかということなのさ。

委員長（大橋昭太郎君） なぜなんだろうね。今までちょっと考えたことがない。配って支障があるものではないだろうけれども。ただ、手続的に議運を通過してからということなんだろうね。（「確認してもらったらいいいじゃない。そんなようなルールがあるのか」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ちょっと……。

委員長（大橋昭太郎君） 検討させてもらって。

議長（吉田眞悦君） できるかできないかは当然だけれども、ちょっとほかの町等の情報収集、

ちょっと局長、あと聞いてみて。

議会事務局長（吉田 泉君） 今回も議運に当たりましては県北の議会の局長の方と話をしていますが、やっぱりうちと大体同じ、全部は聞いていませんけれども、議運にかけて……（「かけてからでしょう」の声あり）どのようにするかという判断をしています。

議長（吉田眞悦君） だから、事前に皆さんに配付というところはないみたいだということだよな。

議会事務局長（吉田 泉君） 全部に聞いているわけではございませんけれども、たまたまこの関係で2つの町の事務局長の方とはお話をして、きょう、やっぱり同じく予定していると。

委員長（大橋昭太郎君） じゃあ、とにかく調べていただいてですね。

議会事務局長（吉田 泉君） はい。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員、ちょっと検討していただくということで調べていただくことにしましたので、よろしく願いいたします。

この2件目については、それでは教育民生のほうで協議していただくということでよろしいですか。（「だって、6月議会に出すなら」の声あり）別に6月に限ってはないから。内容的に今ちょっと全部見ていない。（「はい、賛成します」の声あり）

議長（吉田眞悦君） これは町のほうにということだけでしょう。別に意見書を出すとか、どうのこうのじゃないから。

委員（橋本四郎君） 今の母子家庭の、この町では200件ぐらいになっているでしょう。母子家庭だから貧困だと言わないけれども、この申請があるということはそれにつながるものでもないわけでもないで、そういう社会的情勢から見ると、議員のほうが子供たちのことを大分前に考えるべきであって、問題が起きないうちにやっぱりこれから子供たちの健全のために議会としてこれを機会に今後もしていく必要があるだろうなということですよ。

議長（吉田眞悦君） これ、福田さん……（「委員会付託」の声あり）就学援助の関係、小中学校はうちの町でやっているんだよな。（「やっている」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） その拡充……。（「もっとしなさいと」「やっているものもあるけれども、必ずしも全部が全部やっていないんでしょう」「全部やっていない」の声あり）国の基準に基づいてですから。やっているんですね。（「じゃ、委員会付託すればいいんじゃない」の声あり）6月に出せということですね。

議長（吉田眞悦君） 出せて、これはあくまで町のなかのことだからさ。別に県とか国に出してくれということでないから。

委員長（大橋昭太郎君） じゃ、以上よろしくお願ひします。（「はい」の声あり）

その他に入りたいと思いますが、何かございますでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 全員協議会の要請が執行部側から来ております。それで、教育委員会部局の中学校の統合関係でお願いしたいということなものですから、あくまで議会終了後にということで開催をしたいと思っています。ですから、2日目の本会議終了後に、案件は1件のようですので、そういう予定で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 中学校統廃合問題についての説明ね。

議長（吉田眞悦君） 教育委員会としての……（「考え方」の声あり）結局出たようですので、それで何か6月19日からと言ったのかな、何か町民への説明会に入る。その前に一番最初に議会のほうに報告をしたいと、させていただきたいということで、そうなるとやはり本会議終了後が一番いいだろうということで考えて、本会議終了後だなという話はしていますので。それで、それに伴う資料等も局長、あるんだよな。

議会事務局長（吉田 泉君） はい。開催の通知と資料等を準備させてもらっていますので、よろしくちょっとお待ちになっていただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 議運の皆さんにはきょうやるのか。

議会事務局長（吉田 泉君） ええ、きょう付であと発送いたします。

議長（吉田眞悦君） あと残った人は郵送すると。

議会事務局長（吉田 泉君） 郵送ですね。はい。あと議案書の訂正もございますので、電話のほうを入れさせてもらいまして、あわせて送りますということを連絡しますので。

議長（吉田眞悦君） 一応そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） あと、6月会議におきましてですけれども、教育、民生常任委員会のほうから委員派遣報告書の提出を予定してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。こちらは提出された時点で配付をさせていただきますので。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか（「はい」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます。副委員長お願ひします。

副委員長（藤田洋一君） 大変本日は6月会議について、議長から示されました議事について審議をしていただきました。13日、14日と2日間の日程となりました。先ほど委員長も申し上

げましたけれども、入梅というんですかね、体調を崩しやすい気候にもなりましたので、一般質問される方は万全を期して、特に委員長なんかは2日目ですからうまくいくことをお願いしまして、きょうの委員会を終了したいと思います。

大変御苦労さまでございました。

午前 11時34分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年6月8日

委員長